

(案)

学校における働き方改革の  
取組みの方向性（基本指針）

～子どもたちを第一に考えた学校教育の充実をめざして～

令和元年5月

新庄市教育委員会

# 学校における働き方改革の取組みの方向性（基本指針）

～子どもたちを第一に考えた学校教育の充実をめざして～

## 1. はじめに

いま学校では、いじめ問題や不登校をはじめ学校生活での困難さを抱える児童・生徒が増加している一方で、部活動や会議、生徒指導対応や保護者対応などの業務にも追われ、教員が多忙化し、そしてその業務内容も複雑化し多様化している状況にあります。

このような状況のなかで、地域の未来を担う新庄の子どもたちを心豊かに育むためには、教員の一人ひとりが仕事と生活のバランスを取りながら、自分の時間を創ってリフレッシュするなどして、元気な姿で子どもたちの前に立つことができる環境を整えていくための取組みを行っていくことが必要です。また、様々な取組みによって生み出された教員のゆとりを、子どもと直接関わる時間や、より良い授業のための準備、教材研究や教師としての力量を充実させるための時間として活かしていくことにより、子どもの学力や体力の向上、そして豊かな心の育成などにつなげていくことが大切であると考えます。

新庄市教育委員会では、学校を取り巻く現状や国・県の取組み、そして本市のこれまでの取組みなどを踏まえたうえで、子どもたちを第一に考えた学校教育の充実をめざした働き方改革の取組みを進めていくための柱となる基本指針をまとめました。

今後この基本指針に基づき、本市の学校や教育委員会のそれぞれの立場で具体的な取組みを進めていくこととなります。取り組まなければならないことは多くあり、予算や制度上の制約もありますが、学校と教育委員会が力を合わせ、できることから勇気をもって取り組んでいきたいと思えます。

## 2. 学校を取り巻く現状

学校では、学習指導のみならず、生徒指導上の課題や障がいなどにより特別な支援を必要とする児童・生徒が増加し、また様々な家庭環境の子どもが増加してきていることにより、学校が対応しなければならない課題が複雑化し多様化している状況にあります。その要因として、社会におけるグローバル化や人口減少、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等のつながりの希薄化、各種情報機器の発達による人間関係の在りようが変化してきていることなどが考えられます。

このように学校が抱える課題が複雑化し多様化するにしたがって、おのずと学校の役割を拡大せざるを得ない状況となっていて、それが教員の長時間勤務という形で表れてしまっています。

学校の業務の状況はそれぞれの学校によって違いはありますが、概ね以下のような課題を抱えているものと思われます。

- ①小学校は学級担任制であり、学級担任を務める一人の教員が担当する授業時数が多い。給食時間の指導も行い、児童の休み時間も児童と一緒に活動し、児童の安全への配慮等を行っていることが多いため休憩時間が確保できず、連続勤務になっている。児童在校中は校務や授業準備を行う時間の確保が難しい。
- ②中学校は教科担任制であり、教科により担当する授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きい。これらの指導などに加え部活動に関わる時間が長いことから授業などの準備が難しい。

- ③教員は授業以外の事務事業も一定程度担っている。また、保護者やPTA、地域との連携や通学路の安全確保などの様々な業務も担っている。
- ④学校における様々な課題への対応については、心理や福祉、法律など教育以外の高い専門性が求められる事案も増えてきており、教員だけで対応することが難しくなっている。

### 3. 国や県の取組み

例年同時期に勤務状況調査が行われています。この調査においては、小中学校ともに勤務時間が増加しているという結果が示されています。

平成18年度以降の10年間で、教員の1週間当たりの平均勤務時間が小学校で4時間ほど増加し、中学校で5時間ほど増加しています。また、教諭の1週間当たりの平均勤務時間が小学校で57時間25分となり、中学校で63時間18分となりますが、これから1か月当たりの時間外勤務時間を割り出すと、小学校で約70時間、中学校で約93時間の時間外勤務時間に相当することとなります。なお、中学校の土日の部活動に従事する時間は、10年前のほぼ倍となる2時間10分となっています。

このような実態を受け国では、文部科学省の諮問により中央教育審議会において「学校における働き方改革特別部会」を設置し、働き方改革の総合的な方策について検討を進めてきています。平成29年8月には「学校における働き方改革に係る緊急提言」を行うとともに同年12月に中間まとめを行い、平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」をまとめ、文部科学省に答申しています。この答申を受け、文部科学省では改革推進本部を設置し、教員の業務見直しなどの具体的な論議を始めています。また、スポーツ庁では平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示しています。

山形県では、平成24年に『「教師のゆとり創造の取組み指針」～教師と子どもが向き合う教育の推進をめざして～』を策定し、「子どもと向き合う教育（授業、教育相談、生徒指導、進路指導等）を充実するために教師のゆとり（時間的ゆとり、精神的なゆとり）を創造する」ことをねらいとして、教師のゆとり創造に取り組んできましたが、一定の成果はみられるものの、多忙化の解消には至っていない状況にありました。

教員の多忙化解消は喫緊の課題であるとの認識のうえに、県教育委員会では教員の業務削減・見直しに向けた課題の検討を行う「教員の働き方改革プロジェクトチーム」を平成29年4月に設置し、各課横断的な議論を進めることにより、約530項目の業務を業務態様ごとに仕分けして対応策を検討しています。そしてそのそれぞれの方向性を示し、「学校における働き方改革の取組み手引」を平成30年4月に策定し、31年1月に参考事例を大幅に追加した改訂版を策定しています。

### 4. 本市のこれまでの取組み

本市教育委員会においても、平成29年度より内部3課の連携により、教育委員会としてどんなことができるのかといった視点のもとに、その実態把握と研究を進め、対応策を検討してきました。

一方で、教育委員会職員の全体研修会を実施することで、職員全体の理解と意識の共有化を図るとともに、意見集約などを行いながら、できることからの実施をしてきています。

## (1) 平成30年度に実施した取組み

### ①部活動指導員の導入（学校教育課）

国1/3、県1/3の財源を活用して3名を配置（新庄中、明倫中、日新中）

### ②スクールサポートスタッフの導入（学校教育課）

県事業により1名を配置（日新小）

### ③学校支援地域本部事業の実施（学校教育課）

国1/3、県1/3の財源を活用して11校に11名の地域コーディネーターを配置

### ④学校閉庁日の設定

お盆期間、新庄まつり期間に学校完全閉庁日を設定

### ⑤教育委員会内部における改革推進の実施（3課）

教育委員会としてできる教員の多忙化解消策の検討、職員相互の意識改革など

## 5. 学校における働き方改革の取組みの基本的視点

本市教育委員会において、学校における働き方改革の取組みを効果的に行っていくために、以下の3つの基本的な取組みの視点を定めます。そしてこの視点に基づいた様々な取組みについて、教育委員会や学校、そして教職員の一人ひとりが、それぞれの立場で出来る取組みの方向性を定めていきます。

### (1) 学校・教員が担う業務の適正化（業務の簡素化）

教員一人ひとりの授業準備や自己研鑽などの時間を確保するとともに、質の高い授業や、個に応じた学習を実現するために、各学校の実情に応じて、学校・教員が担う業務の適正化を図ります。

#### ①教員が担うべき業務の適正化

生徒指導や部活動、保護者対応などの在り方を検討するとともに、各種調査や報告依頼、児童・生徒や教員の参加依頼、会議の開催などを精選し、教員が担う業務の適正化を図ります。

#### ②学校組織や教育活動等の見直し

校務分掌や学校行事の見直しなど、学校や地域の実情を踏まえた学校組織や教育活動などの見直しを図ります。

#### ③教員の事務負担軽減を図る取組み

教員や事務職員との役割分担などの組織体制の見直しや、ICT機器などを活用した事務処理の効率化、校務データの共有化などの、教員の事務負担軽減を図ります。

### (2) 学校運営の効率化と教育活動の質の向上（業務の効率化）

校長を中心として学校運営を効率的に行い、学校における教育活動の質の向上を図ります。

#### ①学校組織マネジメント力の向上と効果的な学校運営体制の構築

学校が一体となって教育活動に取り組むための学校組織マネジメント研修などを実施し、管理職を中心とした学校組織マネジメント力を高め、効果的な学校運営体制の強化を図ります。

#### ②効率的な業務進行管理能力の育成

教員を対象とした業務改善に関わる研修などを実施し、教員が効率的に業務を進行

できる能力を高めていきます。

③外部人材や専門的スタッフなどとの連携したチーム体制による業務の推進

学校と保護者、地域が協働した学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーなどの学校支援のための専門スタッフとの連携と分担を進めます。

(3) 勤務時間管理の徹底と意識改革の推進（業務改善の意識化）

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省／平成31年1月策定）」に則った教員の勤務時間の管理徹底を図るとともに、教員の働き方に関わる意識改革の向上を図ります。

①勤務時間の徹底と意識改革の推進

管理職による教員個々の勤務時間管理の徹底を図るとともに、教員が自らの業務改善意識をもって業務を推進する体制の構築を図ります。

②学校における業務改善に係るPDCAサイクルの確立

業務改善を学校評価に位置付け、学校における業務改善PDCAサイクルの確立を図ります。

③学校における働き方改革に係る共通認識の確立

保護者や地域住民の理解も含め、すべての教育関係者が学校における働き方改革に対する認識の共有化を図ります。

6. 教育委員会における取組みの方向性

(1) 人的配置の拡充

教員の配置拡充を国や県に働きかけていくことはもちろんのこと、学校司書などの専門的なスタッフや業務をサポートするスタッフなどの拡充に向け、国や県の制度を極力活用しながら取組みを進めます。また、地域住民や大学生などによる教育活動のバックアップを確保するための取組みを進めます。

<具体例>

- ①教員（各種加配含む）や事務職員などの人的配置拡充の国・県への要望
- ②教育マイスターや子どもふれあいサポーター、個別学習指導員などの学校課題に対応した人的配置の拡充
- ③部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの学校業務をサポートするスタッフの配置拡充
- ④外部人材バンクの整備
- ⑤地域学校協働活動推進員の配置と活用

など

(2) 業務の簡素化や効率化に必要な環境の整備

I C T機器を活用するなどした業務の簡素化や効率化に必要な環境整備を目指した取組を進めます。

<具体例>

- ①校務支援システムやタイムカード等の導入
- ②I C T機器の整備と活用のための研修の実施
- ③I C T活用のサポート体制整備

- ④指導要録などの公簿の電子化
- ⑤学校事務と教育委員会事務の見直し など

### (3) 部活動に関わる負担の軽減

本市教育委員会が平成31年3月に策定した「部活動に関する基本方針」(改訂版)をもとに、外部指導者を活用するなどした部活動に関わる負担の軽減を目指した取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①部活動の基本方針の策定と周知
- ②部活動指導者に関する規定の制定と外部指導者の活用
- ③部活動の地域スポーツクラブ化 など

### (4) 学校閉庁日の設定

夏期間や年末年始期間において学校を完全に閉庁する日を設定することにより、教職員の勤務を要しない日の確保を目指します。

〈具体例〉

- ①お盆期間の5日間程度
- ②新庄まつり期間
- ③年末年始の2日間程度 など

### (5) 調査・報告依頼、児童・生徒や教員への参加依頼などの見直し

市独自の調査や報告依頼、市主催事業への児童・生徒や教員への参加依頼などの見直しを図るとともに、国や県、各種団体への見直しを求めていくなどにより、学校への調査・報告依頼、参加依頼などの減少を図り、教員の負担を軽減する取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①統合できる調査を統合する
- ②教育委員会で処理可能なものは学校に依頼しない
- ③メールによる送信・報告などの方法を用いて可能な限り簡素化する
- ④必要性が低下したと思われる調査・事業などは廃止する
- ⑤新たな調査・事業などを行う場合はスクラップアンドビルドを基本とするなど

### (6) 研修会や会議などの見直し

教員を対象とした市主催の研修会や会議などの見直しを図ることにより、教員の負担を軽減する取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①研修会や会議などを実施する場合は実施日数や実施時間を精選する
- ②新たな研修会や会議などを実施する場合はスクラップアンドビルドを基本とする
- ③メールによる送信・報告などの方法を用いて可能な限り簡素化する
- ④会議などの終了時間をあらかじめ設定して時間延長を避ける
- ⑤夏季休業中における研修会などは原則として開催しない など

## (7) 研究指定の精選

市独自の研究指定委嘱は当面維持していきますが、その精選を図りながらとし、県の研究指定についてもその精選を求めることにより、学校における研究活動の増大を防ぎ、教員の負担を増大させない取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①市委嘱研究の資料等の作成を最小限としていく
- ②県委嘱研究の精選を求めていく など

## (8) 教職員の意識改革と保護者・地域社会の理解の促進

校長をはじめとした管理職のマネジメント力を高めながら、教職員全体の勤務時間を意識した働き方を浸透させることを目指すとともに、働き方改革に対する保護者や地域社会の理解を進めることにより、働き方改革が円滑に進行できる環境づくりを目指します。

〈具体例〉

- ①管理職のワークライフバランスや健康管理に係る意識の高揚と仕事優先の職場意識の改革の働きかけ
- ②年次有給休暇や育児休暇等の取得促進の働きかけ
- ③勤務実態報告に基づいた指導の強化
- ④マネジメント能力や働き方に関わる研修の充実
- ⑤働き方改革の視点を盛り込んだ人事評価の実施
- ⑥働き方改革に対する理解促進のためのPR強化 など

## (9) メンタルヘルスケア対策の推進

勤務環境の改善と並行して、教職員のメンタルヘルス対策を講じていくことにより、心身ともに健康を維持して教育に携わることができる体制づくりを目指します。

〈具体例〉

- ①管理職対象のメンタルヘルスケア研修などの定期的な実施
- ②ストレスチェックなどを通じたメンタルヘルス不調の予防と早期発見に向けた体制づくり
- ③復職支援プログラムの周知と活用の促進と職場復帰の支援 など

## 7. 学校における取組みの方向性

### (1) 管理職の学校マネジメントによる学校運営体制の強化

校長をはじめとした管理職の学校マネジメント力を発揮させていくことにより、効果的な学校運営体制の強化を図ります。

〈具体例〉

- ①重点目標と経営方針の明確化
- ②PDCAサイクルを活用した学校経営の実施
- ③関係機関や地域住民との連携強化による地域の教育力の活用
- ④教育ボランティア、読み聞かせボランティア、見守り隊などの外部人材の活用と体制整備
- ⑤学校が担うべき業務の効率化と精選

⑥専門的なスタッフと連携したチームで対応できる組織づくり など

## (2) 管理職による教職員の勤務時間管理の徹底

校長をはじめとした管理職が学校内のすべての教職員の勤務実態を適正に把握したうえで、教職員のそれぞれに対応した指導や助言を行いながら、教職員の勤務時間管理の徹底と意識の醸成に向けた取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①出退勤簿の活用と教職員の勤務実態の把握
- ②勤務時間を意識した働き方の意識付け
- ③長時間にわたる時間外勤務者との面談と指導の実施 など

## (3) ICTを活用した業務の効率化

業務を行う際にICTを積極的に活用することによって業務の効率化を図り、教員の負担を軽減する取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①校内LANを活用したデータの共有化
- ②校務支援システムを活用した校務の効率化
- ③ICTを活用した校内文書処理の推進
- ④学校ホームページ作成方法の検討と業務負担の平準化 など

## (4) 部活動の運営指導に係る負担の軽減

本市教育委員会の「部活動に関する基本方針」（改訂版）に則ったかたちでの部活動運営を図りながら、部活動の運営指導に係る負担の軽減を目指した取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①週2日以上 of 休養日の設定
- ②保護者練習を意識した部活動の適切な運営
- ③休日の部活動の実態把握と適切な管理
- ④部活動に対する保護者の意識改革と理解の推進
- ⑤外部指導者や競技団体指導者などと連携した指導方針の明確化
- ⑥活動時間に応じた業務量の把握と業務負担の平準化 など

## (5) 管理職による教職員の業務量の把握と業務負担の平準化

校長をはじめとした管理職が学校内のすべての教職員の業務量を的確に把握することにより、教職員のそれぞれに対応した指導や助言を行いながら、教職員の業務負担の平準化に向けた取組みを進めます。

〈具体例〉

- ①教職員人事評価における目標管理シートや面談等による勤務状況の的確な把握
- ②勤務状況に応じた適切な指導と助言
- ③業務内容と校務分掌の検討による業務負担の平準化 など

## (6) 学校行事や会議などの見直し

学校行事やPTAなどの会議をはじめ、校内会議においてもその見直しを図ることに





